

## 令和4年度事業計画について

### I 基本方針

我が国の総人口は、平成17年(2005年)に戦後初めて減少した後、平成20年(2008年)にピークとなり、平成23年(2011年)以降、継続して減少しております。

一方、65歳以上の高齢者(以下「高齢者」)人口は、昭和25年(1950)以降、一貫して増加し、総人口に占める高齢者人口の割合は29.1%と過去最多になっております。

(甲州市及び山梨市の高齢化率はすでに34%を超えています。)

こうしたなか、働く意欲のある高齢者が、長年培ってきた知識や経験を生かし、年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することは、高齢者自身が支えられる側から支える側に回り、健康や生きがいにもつながることから、シルバー人材センターの果たす役割は、今後ますます重要性を増しており、少子高齢化社会の受け皿としての機能を十分果たし、シルバー人材センター事業(以下「シルバー事業」という。)を、一層、積極的に推し進めていく必要があります。

全国シルバー人材センター事業協会が全国会員数の目標値としている100万人に向け、平成30年度(2018年度)から令和6年度(2024年度)を期間とした「第2次会員100万人達成計画」に併せて、本センターでの本年度の会員数は618名の目標を設定しており、その要請に応えていかななくてはなりません。

しかし、シルバー人材センター設置の根拠法令である「高年齢者等の雇用の安定法等に関する法律」の法律改正が令和3年(2022年)4月1日に施行され、全ての事業所が65歳までの雇用確保が義務となり、同時に希望する社員の70歳までの就業確保が努力義務となりました。また、「70歳就業確保法」や新型コロナウイルス感染症などの影響も踏まえ新入会員の確保に対するの改善対策などを研究する必要があります。

今後更なる、甲州市及び山梨市との連携により会報やホームページの充実、デジタル化の有効活用により情報発信に努めるとともに、各方面への就業機会の拡大と安定的な経営に向けた体制作りとして、両事務所統合についても調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

喫緊の課題としましては、昨年10月からインボイス発行事業者の登録が始まっている消費税の「適格請求書等保存方式(以下、「インボイス制度」)」への対応方針の決定に向けて取り組んでまいります。

「自主・自立・共働・共助」の基本理念のもと、より多くの市民の皆様に、会員一人ひとりが「親切・丁寧・誠実な就業」をすることによって、一層、「信頼され、期待されるシルバー人材センター」となることを目指します。

今後とも、両市をはじめ関係機関、民間事業所、市民の皆様の御理解と御支援をいただきながら、地域社会に貢献するシルバー人材センターとして更なる充実・発展をめざして、会員・役職員が一体となって地域社会の一員として地域の活性化に努めてまいります。

## II 事業実施計画

基本方針に基づき、令和4年度の各種事業を次のように定め推進して参ります。

### 1、就業機会の提供と会員の拡大

- ① シルバー事業の先進事例を基に、会員、役員及び事務局職員が一体となり、会員の新たな就業と機会確保につながる新たな開拓を推進する。
- ② シルバー事業を円滑かつ安定的に行えるよう入会説明会を開催し会員の拡大を図る。また、現職会員による積極的な新規入会者の勧誘を推進する。
- ③ 全ての会員に就業の機会を提供できるよう就業中の会員に理解と協力を求め、ローテーションやワークシェアリングを推進する。
- ④ 会員の要望と潜在的な地域ニーズの把握とマッチングの促進。
- ⑤ 季節ごとに(剪定・除草・植木手入れ等)予約募集。

### 2、普及啓発活動の推進

シルバー事業への信頼と理解が得られるよう、一般家庭、事業所、官公庁に対し本事業の意義と理念及び仕組み等を周知するとともに、高齢者自身の本事業に対する意識啓発に努める。

- ① 公共施設へのポスター掲示やパンフレット等の配布、ホームページ、シルバーの活動内容をお知らせする機関誌の発行などによる普及啓発と情報発信をする。
- ② 高齢者の就業促進や適正な就業の維持を図るため「シルバー人材センターだより」の発行及び構成市の広報などを活用し周知活動に努める。
- ③ 就業機会の拡大を図るために専門の「就業開拓推進員」を配置し、積極的にシルバー事業のPRに努める。

### 3、社会参加活動の推進

地域社会を支える担い手として積極的に社会貢献活動を展開する。

- ・ 公共施設等の除草や清掃のボランティア活動の実施。

### 4、農作業（果樹栽培等）への支援

地場産業である果樹栽培等、農業の担い手の減少と高齢化の進行が果樹農業の将来に大きな課題となっているため、会員の適正就業の範囲内で可能な会員の技術向上も含め、援農事業に努める。

### 5、安全・適正就業の推進

会員が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう講習会などを開催して、安全意識の高揚と啓発活動を推進する。

- ① 安全委員会を開催し、安全・適正就業パトロール、安全就業推進啓発文書の発行及び安全・適正就業に関する研修会を行い安全適正就業に努める。
- ② 現場リーダーが中心になり危険個所の確認や安全作業推進のため作業開始前の打ち合わせを徹底する。
- ③ 交通ルールを厳守し、就業前、就業後の交通事故防止に努める。
- ④ 法令遵守の徹底による適正就業を図るとともに、請負や委託での受注ができない場合は、労働者派遣事業（シルバー派遣事業）を活用する。
- ⑤ 傷害保険・賠償責任保険の周知と不断の見直しに努める。
- ⑥ 休日の保険事故への対応体制の確立に向けた取り組み。
- ⑦ 事故防止対策器具の積極的な導入に向けた取り組み。

## 6、労働者派遣事業の推進

就業開拓員による企業訪問を実施し、派遣事業のPRを通じて就業機会の確保及び会員の拡大を図り、業務拡大につなげる。

## 7、事業運営体制の充実

- ① シルバー人材センターの構成市である山梨市・甲州市との連携を密にして事業運営体制の充実を図り、他市のセンターの事務所の構成などを参考としながら、地域社会においてシルバー事業の果たす役割を適正に評価し、高齢社会を支える重要な公益法人として育成されるよう、継続的に要請する。
- ② ホームページ、広報紙ほかを活用して、情報提供の積極的な推進を図る。
- ③ 役職員一人ひとりが公益法人として、その職務が問われていることを認識し、シルバー人材センターの機能をさらに発揮していくための意識改革に取り組む。

## III 法人運営

定款に定める当センターの事業目的に沿って運営できるよう、次の会議を開催する。なお、インボイス制度関連で理事会の回数が増える場合があります。

- ① 理事会 4回
- ② 総会 1回